

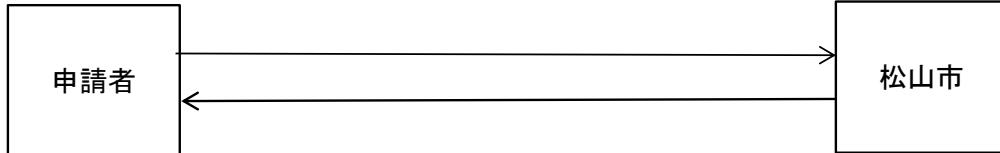
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 198

処 分 名	食品営業の許可	
処 分 の 概 要	申請書類及び営業施設の審査により、営業を許可し許可証を交付する。	
根 拠 法 令 名	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	
条 項	第55条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標準処理期間	計	14日
判断基準	<p>法第54条(県食品衛生法施行条例第2条)に基づく施設基準への合致、法第55条の第2項各号に該当しないこと、及び規則第67条に基づく申請書、添付書類を審査する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p><食品衛生法第54条> 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p><食品衛生法第55条> 第1項 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>第3項 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。</p> <p><食品衛生法施行規則第66条の7> 法第五十四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第三十五条各号に掲げる営業(同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。)に共通する事項については別表第十九、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。</p> <p><愛媛県食品衛生法施行条例第2条> 第1項 法第54条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)は、省令第66条の7(同条の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第2項 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をするものについての施設基準は、前項の規定にかかわらず、省令第66条の7に定める基準(省令別表第19条3号二、リ、ヲ及びタの基準を除く。)のほか、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</p> <p>二 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</p> <p>三 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

①食品営業許可申請
(食品衛生申請等システムを利用した
Web申請又は紙申請)



③営業施設の確認

④食品営業許可証の交付

- ・書類の審査
- ・施設の確認
- ・設置の許可